

被災者生活再建支援制度による支援金のご案内

令和5年6月2日の大雨による災害で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

このたび、住宅に著しい被害を受けた世帯の皆様を対象とする被災者生活再建支援金制度が適用されることになりました。

詳細内容につきましては、裏面に記載の社会福祉課担当までお問い合わせください。

■ 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
 - ② 住宅が大規模半壊した世帯
 - ③ 住宅が中規模半壊した世帯
 - ④ 住宅が半壊し、やむを得ない理由により解体した世帯
- ※罹災証明書における被害の程度で判定します。

■ 支援金の種類

- A 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- B 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

■ 申請に必要な書類

- A 基礎支援金
 - ・被災者生活再建支援金支給申請書
 - ・世帯全員の住民票（申請書に世帯主のマイナンバーを記載すれば不要）
 - ・罹災証明書
 - ・振込口座の通帳等のコピー
- B 加算支援金
 - ・住宅の建設・購入、補修、賃貸が確認できる契約書等のコピー

※必要に応じてその他の書類をご用意いただく場合があります。

■ 申請期限

- A 基礎支援金：令和6年7月1日（災害のあった日から13カ月間）
- B 加算支援金：令和8年7月1日（災害のあった日から37カ月間）

■ 申請場所

市役所本庁1階 社会福祉課

区分	被害程度	A 基礎支援金	B 加算支援金		合計 (A+B)
複数世帯	全壊解体	100万円	建設購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊	-	建設購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊解体	75万円	建設購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊	-	建設購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

【注意事項】

- ・住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。
- ・住宅の被害程度が「半壊」、「中規模半壊」または「大規模半壊」の世帯で、補修費が著しく高額となることなど、やむを得ない理由で解体した場合は、「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。その場合、令和6年7月1日までに解体を完了し申請する必要があります。
- ・支援金は世帯毎に支給されます。数世帯が同一家屋に居住している場合、それぞれを世帯として取り扱います。(世帯の判断は原則、住民票により確認します。)
- ・支援金の受給者は原則世帯主となり、委任状により受給権を委任できるのは、被災時同一世帯員のみとなります。(親子でも被災時別世帯であれば委任できません。)
- ・賃貸物件に居住されていた方も支援の対象となります。(大家さんに対する支援ではありません。)
- ・加算支援金の賃借については、公営住宅や特別養護老人ホームなどは対象外となります。

海南市 暮らし部 社会福祉課
 Tel 073-483-8432
 Fax 073-483-8429
 e-mail syafuku@city.kainan.lg.jp